

<出席停止について(コロナウイルス感染症関係以外)>

次の病気にかかったら、軽症でも医師の許可が出るまでは、学校をお休みしてください。ただし、医師の証明書を提出する必要はありません。

- ・インフルエンザ(発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで)
- ・百日咳(特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで)
- ・麻疹<はしか>(解熱した後3日を経過するまで)
- ・流行性耳下腺炎<おたふくかぜ>(耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで)
- ・風しん(発疹が消失するまで)
- ・水痘<みずぼうそう>(すべての発疹が痂皮化するまで)
- ・咽頭結膜熱<プール熱>(主要症状が消退した後2日を経過するまで) アデノウイルス感染症と診断された場合には、「咽頭結膜熱」の診断があったもののみです。
- ・結核(病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで)
- ・流行性角結膜炎<はやり目>・急性出血性結膜炎(医師が感染のおそれがないと認めるまで)
- ・腸管出血性大腸菌感染症<O-157などによる>(医師が感染のおそれがないと認めるまで)
- ・感染性胃腸炎<ノロウイルスなどによる>(下痢、嘔吐症状が回復し、全身状態がよくなるまで)
- ・マイコプラズマ感染症(症状が改善し全身状態のよい者は、登校可能)
- ・溶連菌感染症(抗菌薬内服後24時間経過し、かつ解熱するまで)

医療機関を受診してこれらの病気と診断されましたら、出席停止となりますので、担任までお知らせください。また、法改正などにより感染症の出席停止期間などの変更がありましたら、ほけんだより等でお知らせしていきます。

※手足口病・りんご病などは、基本的には出席停止にはなりません。

<新型コロナウイルス感染症による出席停止について>

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止については、毎日の体温を記録する「健康調査票」の裏側「健康調査票説明書」に記載してあります。お子様の体調が優れない場合は、出席停止の項目にあてはまるか確認し、学校へ欠席の連絡を入れてください。連絡の方法は、兄弟姉妹がいる場合は、連絡帳でかまいませんが、いない場合は、学校ホームページの欠席連絡フォームか電話で学校にお知らせください。学校への電話は、8：00以降にお願いします。

出席停止の基準などの変更があった際は、その都度お知らせします。



<独立行政法人日本スポーツ振興センターについて>

学校管理下（登下校中を含む）でおこった事故によるけがのために、医療を受けた場合には、各種医療証（小児医療証・福祉医療証など）を使用せず、保険証のみで一旦窓口負担をしてもらいスポーツ振興センターの請求手続きをしていただきます。スポーツ振興センターからは、医療費（3割負担の金額＋1割）が給付されます。（ただし、窓口で支払った金額が1500円未満の場合には対象になりません。この場合は、市の担当課に請求していただきます。）また、病院での証明手数料が、1通あたり330円程度かかるようになっていきます。こちらはご家庭負担となります。ご了承下さい。学校でけがをして、病院で手当てを受けた場合には、担任にご連絡ください。詳しいお知らせをお渡しします。

給付金の振込は、市教育委員会より直接振り込まれます。医療機関で書いていただく書類と一緒に振込先口座の記入用紙を同封しておきますので、そちらにご記入いただき、通帳のコピーを貼付のうえ、ご提出ください。